

京都市告示第162号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、臨時開所について次のとおり申請があったため、京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

令和2年6月11日

京都市長 門川 大作

1 開所日

令和2年6月23日（火）から同月25日（木）まで

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課）